

別記様式(第4条関係)



戸田市議会研修・視察報告書(会派名: 無所属)

令和2年8月20日

議長 手塚静枝様 報告者氏名 高橋秀樹

| | | |
|--------|--|--------------|
| 実施日 | 令和2年7月22日(水)~ 年月日() 泊日 | |
| 参加者 | 1 高橋秀樹 6 2 7 3 8 4 9 5 10 | 合計 / 人 |
| 視察先・目的 | 視察先 目的 研修会 1 適正な議員定数の決定手法を考へる。 2 適正な議員報酬の決定手法を考へる。 3 4 5 6 | |
| 宿泊場所 | 1 2 3 | |
| 費用 | 宿泊費(泊) 円 | 食事代(日) 円 |
| | 交通費 円 | 研修費 25,000 円 |
| | その他 研修費 25,000 円 | 合計 25,000 円 |
| 備考 | | |

1. 適正な議員定数の決定手法を考へる。

① 議員定数は、以前は人口に応じて上限があったが今は無い状況である。

② 議員定数を減らすメリットは余りない。今は定数を減らして報酬を引上げる方向にある。

③ 議員は専業職になっていく。

議員定数増 19市

議員定数減 638市

議員定数変らず 148市

④ 専門的知識や能力を持つ人が多くなっていく。

⑤ 人数が多いと意志決定が難しく時間がかかる。

⑥ 地方議員も市町村合併により減少している。

⑦ 議員定数の算定方式

○ 人口比例方式

○ 住民自治協議会方式（小選挙区方式）

○ 議会費固定化方式

○ 類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）

○ 面積・人口方式

2. 適正な議員報酬の決定手法を考へる。

① 報酬は、一定の役務の給与の対価として与えられるもの
ではない。

一般の報酬の概念のほか、地位・職務・責任に応じて
与えられる給付的性質もある。

② 以前は、定年後に議員になる人が多かつた特別職であ
り、非常勤である。昭和21年以前は名誉職であった。

③ 昭和21年に府県制が改正され、議員の報酬の支給
規定が設けられる。

昭和31年には、期末手当の支給もされる。

④ 議員年金制度は廃止され、退職金制度も廃止された。

⑤ 議員の報酬は、当該団体の給与の2分1程度が多い。
市の予算に占める議会費は0.55%程度。

⑥ 議員の男女割合は、男性85%、女性15%程度。
平均年齢は58才～59才程度。

以上